

事務連絡
令和6年4月23日

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課
高 等 教 育 局 参 事 官 (国 際 担 当) 付 留 学 生 交 流 室

ゴールデンウィーク期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

一昨年10月の入国制限の撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局の統計によると、2023年累計の訪日外客数は、コロナ前の2019年に比較して8割程度まで回復しており、本年2月時点の訪日外客数が2019年同月を超え、過去最高となっているところです。これから大型連休となるゴールデンウィークを迎えるに当たり、国内外の人の移動が今後さらに活発になることが予想されることから、留学生及び技能実習生等の訪日外国人等に対し我が国への肉製品や果物・野菜等の持込みは原則禁止されていることなどについて周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL：03-5253-4111（内線2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室
TEL：03-5253-4111（内線3360、2518）

事務連絡
令和6年4月22日

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

ゴールデンウィーク期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

果樹等の重大な病害虫であるミカンコミバエ種群及び火傷病並びに家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）、口蹄疫等の侵入防止に関し、関係省庁の皆様には多大なる御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

植物検疫については、中国・韓国においてりんご・なしの火傷病の発生が拡大し、動物検疫については、日本政府観光局の統計において訪日外客数の上位を占めるアジア諸国でASFの発生が拡大するなど、日本への侵入リスクが高まっている状況です。

日本政府観光局の統計によると、訪日外客数は、2023年累計でコロナ前の2019年と比較して8割程度まで回復しており、本年2月の訪日外客数は2019年同月を超え、過去最高となっています。特に2023年7月以降の韓国からの訪日客数の伸びが著しく、同国における植物の病害虫や家畜の伝染病の発生状況を鑑みても、これらの日本への侵入リスクが極めて高まっている状況です。また、ゴールデンウィーク期間中には訪日外客だけでなく日本人観光客も多く海外に渡航することが想定されます。このため、植物防疫所及び動物検疫所では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

引き続き、植物の病害虫及び家畜の伝染病の侵入防止に係る取組に御協力いただくとともに、以下ウェブサイトの情報や別添のリーフレットを参照いただき、外国人留学生を含む学生に対する周知及び注意喚起を実施すること。

(参考)

○植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

以上



https://twitter.com/MAFF_JAPAN/status/1775454618757345465



○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>



○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット (畜産物及び植物輸入関係)

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



※やさしい日本語版

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-ezJP.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>



(中国、簡体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>



(中国、繁体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>



(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>



(ベトナム語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>



(タガログ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>



(タイ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>



(モンゴル語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>



(インドネシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>



(クメール語 (カンボジア語))

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>



(ビルマ語 (ミャンマー語))

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>



(ロシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>



同内容の HTML 版ページ (植物防疫所ウェブサイト)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>



おや？その植物
持ち込み禁止かも!?



輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、

3年以下の懲役又は300万円※

以下の罰金が科せられます。

※法人が違反した場合**5000万円**以下の罰金が科せられます。

農林水産省 植物防疫所



植物防疫所Webサイト

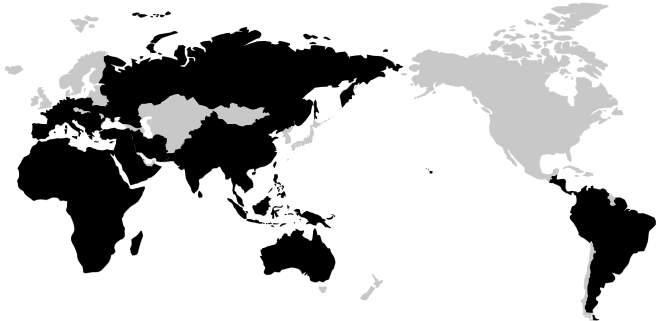
実は身近にある輸入禁止品

植物検疫という耳馴染みがなく、多くの人には関係のない話だと思われるかもしれませんが、しかし、病害虫は広範囲に潜んでおり、お持ちの植物も輸入禁止品の可能性があります。

以下の地域からは

ほとんどの果実・果菜類が輸入禁止!

■ チチュウカイミバエやミカンコミバエの発生地域



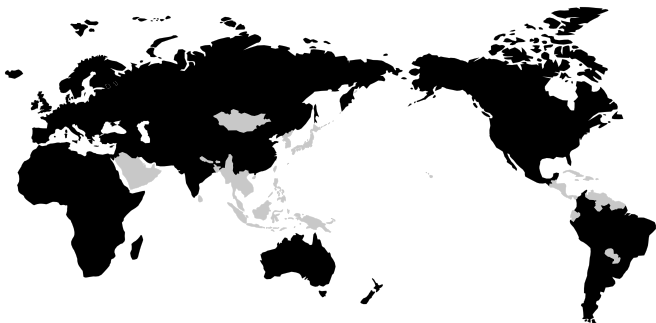
主な禁止品



以下の地域では

コドリングアが発生、ナシなどが輸入禁止!

■ コドリングアの発生地域



主な禁止品



植物検疫とは?

海外で買ったおいしい果物や、きれいな観葉植物。もし、それらに病害虫がついていて、そのまま日本に持ち込んでしまうと、農業に大きな打撃を与える恐れがあります。



ミバエ類の幼虫



ミカンコミバエ



コドリングアの幼虫

植物検疫は、海外からの病害虫の侵入・まん延を防いでいます。日本の農業と緑を守るために、一人ひとりのご協力が必要です。

検疫カウンターにお立ち寄りください

植物類をお持ちの場合は、税関検査の前に「植物検疫カウンター」へ。



植物防疫所お問い合わせ先

横浜植物防疫所 — 045-211-7153	神戸植物防疫所 — 078-331-2386
- 新千歳空港出張所 — 0123-24-6154	- 関西空港支所 — 072-455-1936
- 成田支所第1PTB — 0476-32-6694	門司植物防疫所 — 093-321-2601
- 第2PTB 第3PTB — 0476-34-2352	- 福岡支所 — 092-291-2504
- 羽田空港支所 — 03-5757-9790	- 福岡空港出張所 — 092-477-7575
名古屋植物防疫所 — 052-651-0112	那覇植物防疫事務所 — 098-868-2850
- 中部空港支所 — 0569-38-8433	- 那覇空港出張所 — 098-857-0054

植物や昆虫の持ち込みには植物検疫以外の規制もあります

ワシントン条約について

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
TEL: 03-3501-1723

生きた昆虫類の持ち込みについて

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 TEL: 03-3581-3351 (代表)

この中に、違反をしている人がいます。



持ち込めない植物や

検査証明書が必要な植物があります。

違法な持ち込みは罰則の対象です。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられる場合があります。

農林水産省
植物防疫所



植物お持ち帰りルート

日本に植物を持ち込む際の条件と手続きの流れをご案内します。検疫に関する規律の道を辿り、旅先から植物を持って帰ろう。

スタート！

果物・花・豆・コメ・香辛料・漢方薬などの植物を持っている

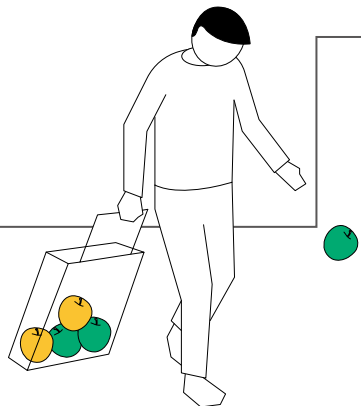
一覧から地域を選んで確認したところ、持ち込むことができない**輸入禁止品**に当てはまった

はい
いいえ



旅行者用簡易検索情報
持ち込みたい植物を
簡単にチェック！

はい
いいえ



× 輸入禁止品！

輸入禁止品を日本に持ち込むことはできません。
日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域から、特定の植物を持ち込むことは禁止されています。

※法律で指定された病害虫そのものや、土も輸入禁止品です。
※違反した場合は3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられる場合があります。



！確認

- ✓ 輸入検査を受けなくてはならない？
- ✓ 検査証明書は必要？

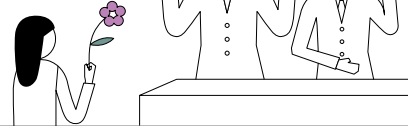


輸入検査の対象と
ならない植物について



検査証明書の要否
について

ご不明な点があれば植物防疫所にご相談ください



検査証明書を持っている



はい
いいえ

× 持ち込み不可！

検査証明書が添付されていない植物は、日本に持ち込むことができません。次回は、**輸出国で証明書を取得して**から日本に入国してください。

検査で病害虫が発見された場合は、持ち込むことができません。

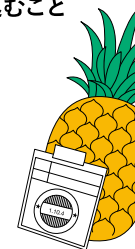
輸入検査を受けて
病害虫が発見された

はい
いいえ



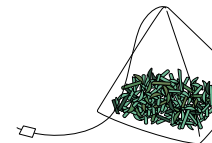
○ 輸入可能！

検疫を経て日本に持ち帰ることができました。
お疲れさまでした！

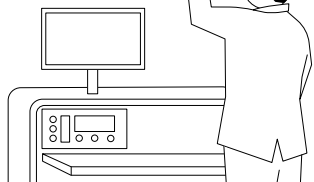


○ 検査不要！

家具や製茶のように**高度に加工されたもの**、**小売用の容器に密封されているもの**などは、検疫の対象なりません。



そのまま税関検査へ
お進みください



輸入検査が必要な
植物に当てはまった

はい
いいえ



検査証明書が必要な
植物に当てはまった

はい
いいえ



アジア地域で アフリカ豚熱 発生中



There have been outbreaks of African swine fever in Asia.

輸入禁止

Bringing meat products is prohibited!

輸入検査を受けずに肉製品を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます
(※法人の場合は5000万円以下)

Imprisonment of 3 years or less or a fine of 3 million yen or less will be imposed,
when importing meat products without receiving import inspection
(up to 50 million yen for businesses)



農林水産省 動物検疫所

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
Animal Quarantine Service

家畜の伝染病の 侵入防止への 協力をお願い



今、世界では**アフリカ豚熱**と**口蹄疫**という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。これらは、**肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大**します。これらが日本に侵入すれば、**畜産物の安定供給に深刻な悪影響**を与えるおそれがあります。国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

01 アフリカ豚熱、口蹄疫とは

アフリカ豚熱 (ASF)



特性

- 致死率はほぼ100%（甚急性型、急性型の場合）
- ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら**1,000日**以上も）
 - pH4~11でも、血液や糞便中でも、豚肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる

予防・治療

有効な治療法や予防法はない、ワクチンはない

損害

中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

口蹄疫 (FMD)



特性

- 口や蹄にできた水疱が痛くてエサを食べなくなり、産業動物としての価値が著しく低下
- ウイルスの感染力が極めて強い
 - 空気感染する（風に乗って**60km**以上離れた農場に移った例も）
 - 豚1頭が1日に排出するウイルス量は牛を最大**1,000万頭**感染させる量に相当

予防・治療

有効な治療法はない、ワクチンはあるが感染自体は防げない

損害

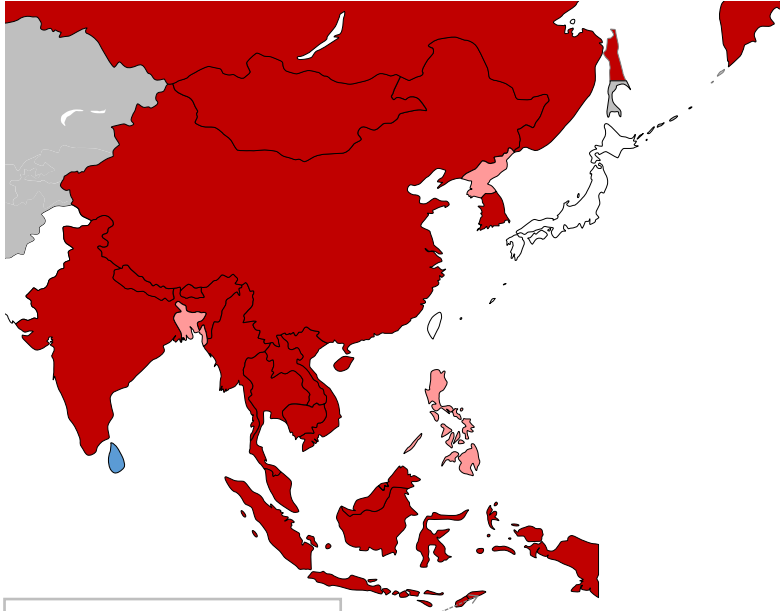
過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害（2010年の発生に関する宮崎県の試算、関連産業含む）

※ いずれの病気も**人への感染の心配はない**注

注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて濃厚に接して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。万が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で速やかに回復し、死亡例はない。

02 アジアでの発生状況

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、**アジア各国に拡大**。
 - 口蹄疫は、**多くの国で継続的に発生**。
 - **いずれの病気も発生していないのは日本や台湾などごく限られた国・地域※**。
- ※ 日本や台湾では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その後清浄化している。



■ : アフリカ豚熱・口蹄疫が発生している国・地域
 ■ : アフリカ豚熱のみ発生している国・地域
 ■ : 口蹄疫のみ発生している国・地域
 □ : いずれも発生していない国・地域

2024年1月10日時点
 出典：WOAH、各国のウェブサイト等
 注1：本資料における「発生」はWOAHに報告されたもの
 注2：初発生年はWOAHに発生が報告された年
 注3：口蹄疫発生国・地域は2021年以降で、括弧内は発生数

アフリカ豚熱の初発生年

国・地域名	初発生年
中国	2018年
香港、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム ラオス、カンボジア、フィリピン、ミャンマー インドネシア、東ティモール	2019年
インド	2020年
マレーシア、タイ、ブータン	2021年
ネパール	2022年
シンガポール、バングラデシュ	2023年

口蹄疫発生国・地域

国・地域名	発生年
中国(2)、ロシア(1)、ベトナム(28) カンボジア(41)、マレーシア(21)、タイ(47) インド(105)、ブータン(24)、ネパール(40) モンゴル(102)、スリランカ(36)	2021年
中国(1)、カンボジア(24)、タイ(108) マレーシア(28)、インドネシア(不明) インド(103)、ブータン(3)、ネパール(66) モンゴル(3)、スリランカ(57)	2022年
中国(4)、韓国(11)、ネパール(15) カンボジア(3)、マレーシア(7) インドネシア(不明)	2023年

注：検査体制や、まん延により報告が十分でない場合やワクチンにより発生が見えにくく汚染状況と発生数が一致していない場合がある。

03 侵入を防ぐためにできること

1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を**動物が食べる**と感染
- 不法持込された肉製品から**生きたアフリカ豚熱ウイルス**を発見

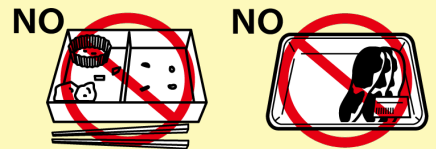
持込禁止



2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの**食べ残し、ごみ**からも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていた**トレーをイノシシが舐めた**だけで感染
- 海外では**野生イノシシ**でアフリカ豚熱がまん延し、根絶が困難に

野外放置禁止



3 帰国後1週間は動物に近づかない

- **服や靴**についたウイルスを介しても感染

